

帯広市遠隔手話サービス利用規約

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝日・年末年始（12月28日～1月3日まで）を除いた日を指します。）の午前9時から午後5時までとします。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

(2) 手話通訳者等

サービスは、帯広市が直接実施するものとし、帯広市のろうあ者相談員、専任手話通訳者及び登録手話通訳者（以下、「手話通訳者等」といいます。）が対応します。

2 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、帯広市に居住する聴覚及び言語障害者（以下「聴覚障害者等」といいます。）とします。

3 サービスの利用について

(1) サービスの内容

ビデオ通話機能を利用して、遠隔による手話での通話及び手話通訳を行うもので、次の場合に利用できるものとします。

ア 聴覚障害者等が手話通訳者等と手話で通話する場合。（利用時間は、おおむね10分程度とします。）

イ 帯広市手話通訳者派遣事業実施要綱に定める手話通訳者派遣対象の手話通訳である場合。ただし、次に該当する派遣申請があった場合には、優先的に遠隔手話通訳による派遣調整をします。

(ア) 利用者に発熱等の症状がみられる場合に必要な手話通訳。

(イ) 立入り制限が課された場所において必要な手話通訳。

(ウ) その他必要と認められる場合。

(2) サービスの提供方法

サービスの提供については、次の二つの方法とします。ただし、3(1)アについては、アの方法に限ります。

ア 聴覚障害者等が所有するスマートフォン・タブレット等を用いたビデオ通話機能による手話での通話及び手話通訳を行う方法。

イ 障害福祉課が所有するタブレットを聴覚障害者等に貸し付け、貸し付けたタブレットを用いたビデオ通話機能による手話通訳を行う方法。この場合は、「8 タブレットの貸付け」に従い手続きが必要です。

(3) 利用申請

3(1)イの場合、原則としてサービスを希望する日の5日前までに帯広市手話通訳者派遣事業実施要綱に定める、通訳者の派遣申請が必要です。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合にはこの限りではありません。

4 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で利用できる「LINE」又は「Skype」とし、利用者は自らそれらが利用できる環境を整えるものとします。個人のスマートフォン・タブレット等を用いてサービスを利用した場合の通信料は、利用者負担となります。

5 サービスの利用登録

サービスの提供を希望する者は、事前の利用登録が必要となります。「帯広市遠隔手話サービス利用登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、障害福祉課窓口に提出してください。利用登録が完了したときは、「帯広市遠隔手話サービス利用登録完了通知書（様式第2号）」により通知します。

6 登録内容の変更

利用登録の内容に変更があるときは、「帯広市遠隔手話サービス利用登録変更届出書（様式第3号）」により、変更手続きをしてください。

7 登録の抹消

利用登録を行った者について、次のいずれかの事由に該当するときは、登録を抹消します。

- (1) 利用登録を行った者及びその介助者が、市長に「帯広市遠隔手話サービス利用登録抹消申出（様式第4号）」を提出したとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) 市長に虚偽の内容の報告を行ったとき
- (4) 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と帯広市が判断したとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

登録抹消が完了したときは、「帯広市遠隔手話サービス利用登録抹消決定通知書（様式第5号）」により通知します。

8 タブレットの貸付け

サービスを受けるために障害福祉課が所有するタブレットの貸付けを受けようとする者は、帯広市タブレット等利用規約に従って手続きをしてください。

9 サービスが提供できない場合

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 3（1）アの場合で、手話通訳者等が不在の場合
- (2) 通信状況が悪い場合
- (3) タブレットを規定台数貸付けしている場合
- (4) その他サービスの提供ができない状況となった場合

附則

この規約は、令和5年2月1日から施行する。